

地方教育費調査報告書

〔教育費調査・・・平成19会計年度〕

千葉県教育委員会

ま え が き

この「地方教育費調査」は、地方における教育費及び教育行政機関の実態を調査し、その結果を国や地方公共団体の教育施策策定のための基礎資料として活用することを目的に、文部科学省が実施しているものです。

県教育委員会では関係者に広く御利用いただけるよう、従来から文部科学省の公表とは別に報告書を作成してきましたが、このたび平成20年度に実施した調査結果がまとまりましたので御報告します。

報告書の作成に当たっては、調査の概要が簡潔に御理解いただけるようグラフ等を用いるとともに、詳細な数値を収録するよう努めました。

この報告書が教育行財政の基礎資料として、それぞれの目的に応じて御利用いただければ幸いです。

また、この調査の実施に当たって御協力いただきました関係各位に対し、深く御礼を申し上げます。

最後に、本調査の数値については、文部科学大臣の公表をもって「最終確定数」とすることを申し添えさせていただきます。

平成21年4月

千葉県教育庁企画管理部教育政策課長

目 次

ま え が き

調 査 の 概 要

1 調査の目的	5
2 調査の対象	5
3 平成20年度における調査事項	5
4 調査の実施日	5

第1部 教育費調査（平成19会計年度）

1 調査対象数	7
2 調査の内容	7
3 調査事項の説明	9
I 結果の概要	13
1 教育費総額	13
1-1 教育費総額（公費）	13
1-2 財源別教育費総額（公+私費）	13
2 分野別教育費（公+私費）	13
2-1 教育費の額	13
2-2 教育費の財源別・支出項目別内訳	14
2-3 教育費の推移	14
2-4 社会教育費	14
3 1人当たりの教育費	15
3-1 人口1人当たりの教育費の推移（公+私費）	15
3-2 児童生徒1人当たりの学校教育費（公+私費）	15
3-3 支出項目別児童生徒1人当たりの学校教育費（公費）	15
3-4 学校種類別児童生徒1人当たりの学校教育費（公費）の推移	16
3-5 支出項目別児童生徒1人当たりの学校教育費（私費）	16
3-6 学校教育費（私費）の推移	16

Ⅱ 統計表	17
1 推移表	17
第1表 児童生徒数（公立）と県人口	17
第2表 分野別総教育費総額（公＋私費）	17
第3表 財源別総教育費総額（公＋私費）	17
第4表 支出項目別総教育費総額（公＋私費）	18
第5表 財源別学校教育費（公＋私費）	18
第6表 支出項目別学校教育費（公＋私費）	18
第7表 学校種別・支出項目別学校教育費（公＋私費）	19
第8表 1人当たりの教育費（公＋私費）	21
第9表 学校種別児童生徒1人当たりの公費	21
第10表 学校種別児童生徒1人当たりの私費	21
第11表 支出項目別社会教育費（公＋私費）	22
第12表 支出項目別教育行政費（公＋私費）	22
2 平成19会計年度集計表	23
第1表 財源別総教育費総額（公＋私費）	23
第2表 支出項目別総教育費総額（公＋私費）	23
第3表 財源別学校教育費（公＋私費）	23
第4表 支出項目別学校教育費（公＋私費）	24
第5表 財源別・支出項目別児童生徒1人当たりの学校教育費	24
第6表 学校種別児童生徒1人当たりの学校教育費	27
第7表 財源別社会教育費	28
第8表 支出項目別社会教育費（公＋私費）	28
第9表 市町村別人口1人当たり社会教育費（公＋私費）	29
第10表 市町村別教育費	30
第11表 学校教育費県集計表	32
第12表 教育行政費県集計表	35
第13表 教育施設に伴う収入に関する県集計表	35

調査の概要

「地方教育費調査」は、昭和25年度（昭和24会計年度）以降、文部科学省が都道府県教育委員会を通じて毎年実施してきた全国調査で、平成20年度（平成19会計年度）は59年目にあたる。

1. 調査の目的

地方公共団体における教育費等の使途と財源を明らかにし、教育諸施策のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象

「教育費調査」及び「教育行政調査」は、県・市町村教育委員会（一部事務組合を含む）及び公立諸学校を対象とする。

「生涯学習関連費調査」は、県知事部局を対象とする。

3. 平成20年度における調査事項

（1）教育費調査

- ア 支出項目別、財源別学校教育費
- イ 支出項目別、財源別社会教育費
- ウ 支出項目別、財源別教育行政費
- エ 教育施設別、科目別収入額

（2）知事部局における生涯学習関連費調査

- 支出項目別、財源別生涯学習関連費

4. 調査の実施日

- （1）、（2）・・・平成19会計年度

※ 本報告書は、教育行財政の基礎資料たることを目的とし、上記調査事項（1）及び（2）について調査結果を取りまとめたものである。

第 1 部

教 育 費 調 査

(平成19会計年度)

教育費調査（平成19会計年度）

1. 調査対象数

本年度において、調査票を作成・提出した教育委員会及び学校の数（分校及び併設の定時制も1校として計上）は次のとおり。

教育委員会数	62	公立学校数	1,602		
県教育委員会	1	幼稚園	161	高等学校（全日制）	141
市教育委員会	36	小学校	854	高等学校（定時制）	20
町教育委員会	17	中学校	384	高等学校（通信制）	1
村教育委員会	3	特別支援学校	33	専修学校	8
一部教育事務組合	5			（病院組合立を含む）	

2. 調査の内容

(1) 教育費調査は、教育費支出額を以下の3つに大別し、負担区分（財源別）、用途（支出項目）別に調査する。また、教育にかかる特定財源のうちの一部を調べる。

○ 学校教育費

幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校（全日制・定時制・通信制課程別）、専修学校における学校教育活動のために支出された経費。

○ 社会教育費

公民館、図書館、博物館、体育施設、青少年教育施設、女性教育施設、文化会館、その他の社会教育施設、教育委員会が行った社会教育活動及び文化財保護のために支出した経費。

○ 教育行政費

教育委員会の事務局（所管の教育研究所及び理科教育センター等を含む）の一般行政事務及び教育委員会の運営のために要した経費。

(2) 本調査の対象である前記の学校教育、社会教育及び教育行政のために支出された経費は、総務省の「決算状況調」の目的別歳出決算額の教育費とは次の点で異なっている。

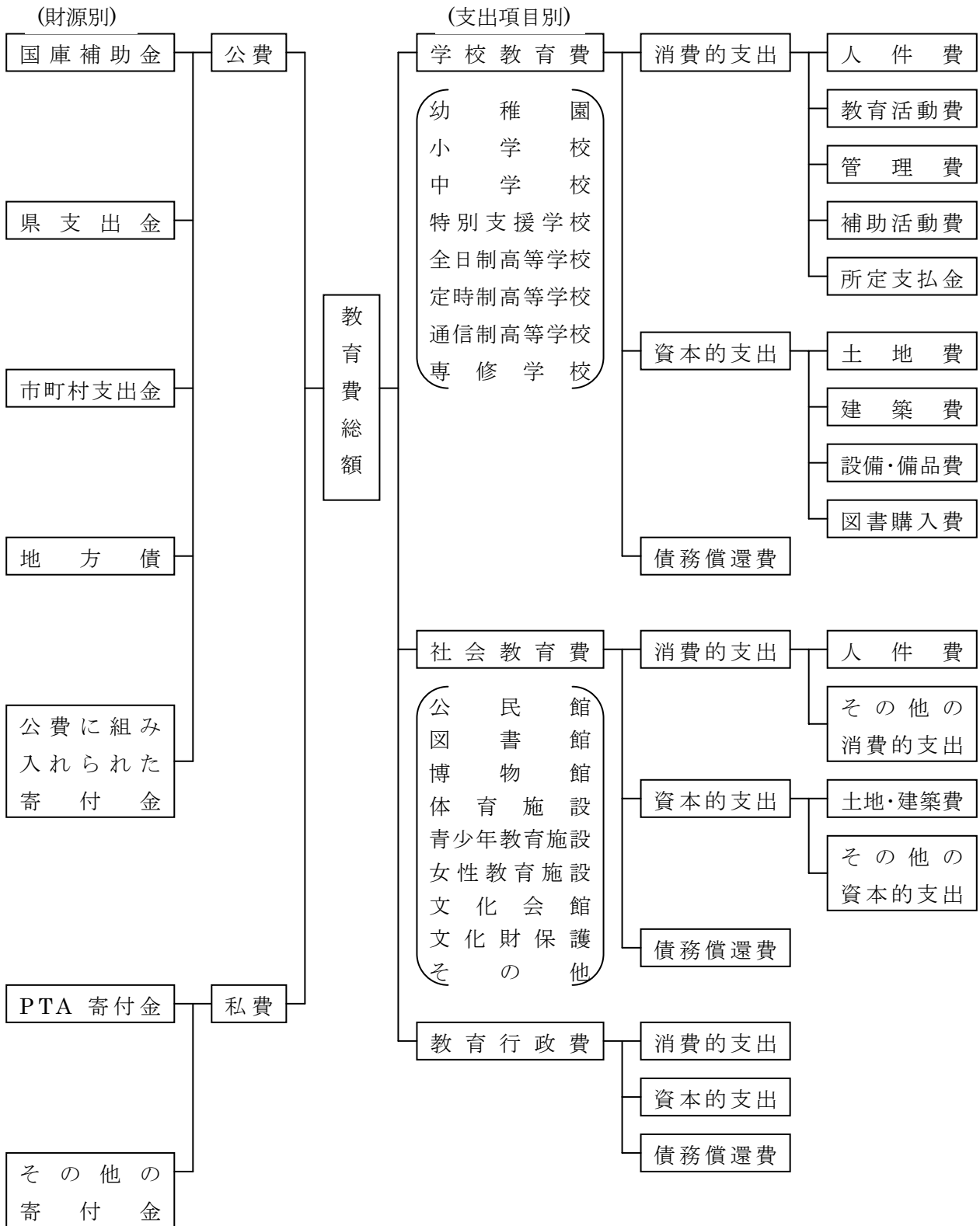
ア 目的別歳出決算額の教育費には含まれて
いるが、本調査には含まれない経費

イ 目的別歳出決算額の教育費には含まれて
いないが、本調査には含まれる経費

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①私立学校に対する補助金 ②公立大学・短期大学への支出経費 ③積立金・貸付金等 ④幼稚園就園奨励費補助金 ⑤給食費 |
|---|

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①債務償還費（公債費） ②他省庁・他部局からの補助金 ③教育施設の火災保険料 ④災害復旧費 ⑤教育委員会事務局庁舎維持費 |
|--|

(2) 調査の概略図



3. 調査事項の説明

(1) 財 源

① 公 費

公費とは、地方公共団体の歳入歳出予算に計上された経費で次の項目をいう。

ア 国庫補助金

国が地方公共団体に交付した補助金・負担金をいう（ただし、地方交付税を財源とした経費は国庫補助金とはみなさない）。

イ 県支出金

県が一般財源からその設置する学校、社会教育機関及び教育行政のために支出した経費並びに市町村に交付した補助金、市町村立学校のために直接負担した経費をいう。

ウ 市町村支出金

市町村が、一般財源からその設置する学校、社会教育機関及び教育行政のために支出した経費をいう。

エ 地方債

地方公共団体が、その教育施設の新設、災害復旧等のために起債した経費のうち、平成19会計年度中に支出した経費をいう。

オ 公費に組み入れられた寄付金

地方公共団体の歳入として決算に計上された寄付金・贈与金の中で、平成19会計年度中に教育のために支出した経費をいう。

② 私 費

私費とは、団体又は個人が教育のために支出した経費のうち、公費に組み入れられなかったものをいい、社会教育及び教育行政の分野については「公費に組み入れられない寄付金」という項目で、学校教育費については次の項目に分けて調査したものである。

ア P T A 寄付金

P T A が直接学校に寄付したすべての金額のうち、学校教育のため平成19会計年度中に支出された経費をいう。

イ その他の寄付金

P T A 以外の私的団体並びに個人が学校に寄付したすべての金額のうち、学校教育のため平成19会計年度中に支出された経費をいう。

(2) 支出項目

支出項目は、消費的支出、資本的支出、債務償還費の3つの大きな項目に分類されているが、学校教育の分野ではさらに中・小支出項目に細分されている。また、社会教育の分野では、社会教育の施設や活動別に分類されている。主な項目の説明は次のとおりである。

① 消費的支出

原則として年々経常的に支出される経費であり、学校教育の分野では、人件費、教育活動費、管理費、補助活動費及び所定支払金に分類される。

ア 人件費

教員及び職員の給与並びに共済組合負担金、恩給費等、退職・死傷手当等の経費があげられる。

イ 教育活動費

児童生徒に対する教授及びその補助のために要した経費で、特別活動費、教授用消耗品費、旅費等があげられる。

ウ 管理費

当該学校の管理運営のために要した経費で、修繕費、土地・建物・設備等の維持のために要した消耗品費、光熱水費等があげられる。

エ 補助活動費

正規の学校教育には含まれないが、それと密接な関係を有している学校の事業に要した経費で、衛生関係費、給食関係費等があげられる。

オ 所定払金

定期的に支払義務を生ずる経費で、日本体育・学校健康センター共済掛金、地代、建物・設備の保険料、借料、一時借入金の利子等があげられる。

② 資本的支出

土地・建造物及び設備・備品を取得するために要した経費並びに前年度に存在していた設備・備品の老朽・破損・紛失等のためにその取り替えや補充に要した経費であって、土地費、建築費、設備・備品費、図書購入費等があげられる。

③ 債務償還費

地方債の元金の返済、利子の支払い及び手数料に要した経費である。

(3) その他

① 学校数

平成19年5月1日現在の数である。

② 児童生徒数

平成19年5月1日現在の学校基本調査の数である。

(4) その他

統計表の数字は、単位未満を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

統計表中の記号については、次のとおり。

「0.0」 … 計数が単位未満に満たない場合。

「0」 … 計数が「0」の場合。

「/」 … 計数があり得ない、又は入手していない場合。